

預替手数料の変更に伴う契約締結前交付書面等の改訂について

大和証券株式会社

本年7月1日より、当社では有価証券等の預替手数料を変更させていただくこととなりました。つきましては、契約締結前交付書面（金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明）及び各種関係約款を改訂いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明 新旧対照表 (下線部分改正)

現行	改正								
<p>手数料など諸費用について</p> <p>◎口座管理料について (省 略)</p> <p>◎預替手数料について</p> <p>・(株)証券保管振替機構を通じた当社以外の証券会社等への株式等（転換社債型新株予約権付社債、優先出資、投資口、受益権、外国証券を含みます）の預け替えにおきましては下記の預替手数料を頂戴いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 銘柄につき 単元株数</th> <th><税込> 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 単元</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>1 単元以上 11 単元未満</td> <td>1,100 円 +1 単元毎に 550 円</td> </tr> <tr> <td>11 単元以上</td> <td>一律 6,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・最低預替手数料は 1,100 円（税込）とします。</p> <p>・複数の銘柄を預け替える場合、銘柄毎の単元株数に応じた預替手数料を頂戴いたします。</p> <p>・転換社債型新株予約権付社債の場合、最低額面を 1 単元、単元株制度のない株式等（優先出資、投資口、受益権、外国証券を含みます）の場合、金融商品取引所が定める売買単位を 1 単元として計算します。</p> <p>(省 略)</p>	1 銘柄につき 単元株数	<税込> 手数料	1 単元	1,100 円	1 単元以上 11 単元未満	1,100 円 +1 単元毎に 550 円	11 単元以上	一律 6,600 円	<p>手数料など諸費用について</p> <p>◎口座管理料について (現行どおり)</p> <p>◎預替手数料について</p> <p>・当社以外の証券会社等への有価証券等の預け替えにおきましては、1回の預け替えにつき、1銘柄あたり 3,300円（税込）の預替手数料を頂戴いたします。</p> <p>左表 削 除</p> <p>削 除</p> <p>削 除</p> <p>(現行どおり)</p>
1 銘柄につき 単元株数	<税込> 手数料								
1 単元	1,100 円								
1 単元以上 11 単元未満	1,100 円 +1 単元毎に 550 円								
11 単元以上	一律 6,600 円								

2023年7月1日より改訂

大和証券総合取引約款 新旧対照表 (下線部分改正)

現行	改正
<p>4 1. 振替の申請 (1) ~ (11) (省 略) 新 設</p> <p>附 則 この約款は、<u>2022年9月1日</u>より適用されます。</p> <p>以 上</p>	<p>4 1. 振替の申請 (1) ~ (11) (現行どおり) (12) <u>上記(1)の場合は、当社の定めるところにより、所定の手続料をいただきます。</u></p> <p>附 則 この約款は、<u>2023年7月1日</u>より適用されます。</p> <p>以 上</p>

外国証券取引口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2章 外国証券の国内委託取引 (外国証券の混合寄託等)</p> <p>第4条 (省略) 2～3 (省略)</p> <p>4 申込者は、第1項の寄託又は記録もしくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p>第12条～第14条 (省略) (外国証券の保管、権利及び名義)</p> <p>第15条 (省略) (1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(10) (省略)</p> <p>附 則 この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第2章 外国証券の国内委託取引 (外国証券の混合寄託等)</p> <p>第4条 (現行どおり) 2～3 (現行どおり)</p> <p>4 申込者は、第1項の寄託又は記録もしくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費又は当社の定めるところにより所定の手続料をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>2 申込者は、前項の交付については、当社の要した実費又は当社の定めるところにより所定の手続料をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</p> <p>第12条～第14条 (現行どおり) (外国証券の保管、権利及び名義)</p> <p>第15条 (現行どおり) (1)～(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費又は当社の定めるところにより所定の手続料をその都度当社に支払うものとします。</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>附 則 この約款は、<u>2023年7月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

大和証券保護預り・振替決済口座管理約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第3章 振替決済口座管理</p> <p>第20条～第30条 (省略)</p> <p>第31条 (省略) 2～11 (省略)</p> <p style="text-align: center;">新 設</p> <p>附 則 この約款は、<u>2022年9月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第3章 振替決済口座管理</p> <p>第20条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第31条 (現行どおり) 2～11 (現行どおり)</p> <p>12 第1項の場合は、当社の定めるところにより、<u>所定の手続料をいただきます。</u></p> <p>附 則 この約款は、<u>2023年7月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>